

給付の構造	<基礎年金>
	・定額給付。満額受給には、保険料拠出等に基づく有資格年数30年が必要。また、最
	低有資格年数は1年であり、1年分の保険料を支払えばそれに応じて受給できる。
	<付加年金>
	① 報酬比例年金(2002年に廃止。2002年までに支払われた保険料に対する給付
	は継続)
	・一律の給付乗率で所得に比例して年金額を決定。なお給付乗率は,2000年か
	ら2009年にかけて25%から20%へ段階的引き下げ。
	・Σ〔(各年度の所得額-最低所得額)×再評価率〕/加入年数×乗率
	② 国家第二年金:(2002年に新設。報酬比例年金に代替)
	・報酬比例年金よりも所得再分配機能を強化。具体的には,2つの所得帯に区
	分して,給付乗率を40%,10%に変更。
	<一層型年金:2016年度以降>
	・定額給付。満額受給には、保険料拠出等に基づく有資格年数35年が必要。加入
	期間が35年未満であれば、それに応じて、受給額が減額される。ただし、最低
	でも10年の有資格年数がなければ、減額された年金額も受給できない。
所得再分配	・現行制度では、被用者が負担する第1種保険料は報酬比例なのに対して、基礎年金
	は定額給付であるため、基礎年金部分で所得再分配が行われている。また、国家第
	二年金は低所得層に手厚い給付となっており、再分配機能を重視。
	・さらに、2016年度に導入される一層型年金では、緩やかな報酬比例となっていた付
	加年金を廃止し、定額給付の1階建ての年金となる。保険料の仕組みは現行方式の
	ままであり、被用者の保険料は所得に比例して高まるのに給付は定額なので、一層
	型年金は所得再分配効果がより大きな年金制度となる。
公的年金の財政方式	基礎年金、付加年金ともに賦課方式。一層型年金も賦課方式。
国庫負担	原則なし
年金制度における最低保障	年金制度の枠内では特にない
無年金者への措置	租税を財源にして、資力調査を受けた上で受給できる高齢者向けの資料調査付き給付
	「年金クレジット」で対応
公的年金と私的年金	・付加年金を確定給付の職域年金で代替する適用除外制度がある。
	・一層型年金の下では、適用除外制度は廃止となる。
国民への個人年金情報の提	公的年金と私的年金を合わせた年金受給見込み額について定期的に情報提供
供	

イギリスの年金制度

藤森克彦(みずほ情報総研(株)主席研究員)

1. 制度の特色

イギリスの公的年金制度の特色として,下記の4 点があげられる。

- (1)公的年金の体系は「基礎年金」と「付加年金」の 2階建て構造となっている。ただし、一定の要件 を満たす私的年金に加入する被用者には、付加年 金への加入を免除する「適用除外制度」が設けら れている。そして、英国政府は、中・高所得者層 に対して適用除外制度の活用を促してきた。
- (2)2016年度に基礎年金と付加年金を統合する改革が 行われる。改革後は、定額給付の一階建ての年金 制度「一層型年金」となる。被用者が負担する保 険料は変更なく、所得に比例して保険料負担は高 まる一方で、給付は定額なので、一層型年金はこ れまでの年金制度以上に所得再分配効果の大きな 年金といえる。
- (3)イギリスの公的年金負担割合(対GDP比)は6.9% (2012年)であり、他の主要先進国に比べて低水準である。公的年金負担割合が低水準となっている要因としては、①公的年金は高齢者の最低限の生活を支える制度として創設されたために給付水準が低いこと、②適用除外制度の存在、③80年代から90年代にかけて公的年金をスリム化する方向で年金改革が行われてきたこと、④高齢化率が16.6%(2010年)であり、日本、ドイツ、イタリアなどに比べて低い水準にあること、といった点を指摘できる。
- (4)年金財政は比較的健全である一方で、年金生活者の貧困問題は深刻化していた。また私的年金への自主的加入が進まないといった課題を抱えてきた。そこで、低所得年金生活者に向けた資力調査付き給付(年金クレジット)の充実や、中所得者層への貯蓄奨励などを進めてきた。

2. 沿革

イギリスの年金制度は職域年金から始まった。 1810年に公務員の年金制度が創設され,1800年代中 ごろには,鉄道,ガス,銀行,保険会社などにおい て職域年金が確立していった。

1925年には、「老齢拠出年金法」によって年金分野に社会保険が導入された。第二次大戦後になると、「ベヴァレッジ報告」に基づいて1946年国民保険法が成立し、均一拠出・均一給付の老齢年金の支給が始まった。しかし定額保険料は逆進性が高いことや、給付水準が低いことなどの問題が指摘された。

1975年には労働党政権の下で、1975年社会保障法が成立した。同法によって、公的年金は「基礎年金(Basic State Pension)」と「報酬比例年金(State Earnings Related Pensions:SERPS)」からなる2階建て構造となり、現行制度の原型となった。なお、既に職域年金が普及していたことから、一定の給付水準をもつ確定給付職域年金の加入者には、報酬比例年金への加入が免除された(適用除外制度)。

79年にサッチャー保守党政権が成立すると、将来的な年金財政負担の高まりなどを見越して、公的年金のスリム化に向けた改革が行われた。具体的には、それまでは物価上昇率あるいは賃金上昇率のどちらか高い方で基礎年金の給付額が改定されてきたが、1980年社会保障法によって物価スライドに変えられた。また、1986年社会保障法では、確定給付職域年金だけでなく、確定拠出職域年金や個人年金でも適用除外制度を活用できるようにした。さらに、2010年までに報酬比例年金の給付水準を段階的に引き下げることも決められた。

そして90年代前半のメジャー保守党政権では、2010年から20年にかけて女性の公的年金支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定した(1995年年金法)。

97年にブレア労働党政権が成立すると、年金生活者の貧困問題に注力すると共に、中所得者層に対しては私的年金への加入を奨励した。具体的には、1999年に貧困高齢者向けの公的扶助制度である「最低所得保証」を新設し、その後2003年に最低所得保証は「年金クレジット」に代替された。

またブレア政権は、2001年に経済性、安全性、利 便性に優れた新型私的年金「ステークホルダー年金」 を導入した。さらに、2002年には公的年金の2階部 分である報酬比例年金を廃止して、所得再分配機能 を強化した「国家第二年金」が創設された。国家第 二年金は低所得者層を主たる加入者として、中所得 者層以上は適用除外制度を活用して、ステークホル ダー年金などの私的年金で対応することを狙っていた。

そして「2007年年金法」が制定され、満額の基礎 年金を受給するための有資格年数の短縮、基礎年金 の給付改定を物価スライドから賃金スライドへ変更、 子育てを担う人の保険料拠出要件に関する優遇措置 の改善、支給開始年齢の引き上げ、といった内容が 盛り込まれた。

さらに2008年年金法によって、職域年金に加入していない被用者に対して、老後に向けて強制的に貯蓄させる「個人口座制度(personal accounts scheme)」が成立した。同制度は、2012年に「National Employment Savings Trust(NEST)」という新たなスキームとなった。財源は、事業主と被用者が保険料を拠出すると共に、政府が税控除で補助する。

2010年になると保守党と自由民主党による連立政権(キャメロン首相)が成立した。キャメロン政権は、2013年1月に政策提案書『一層型年金一貯蓄に向けたシンプルな基盤(The Single-tier pension:a simple foundation for saving)』を発表。そこには、基礎年金と付加年金の二階建て構造となっている現行の公的年金制度を、定額給付の一階建ての年金(一層型年金)にする改革案が示された。

一層型年金は、2016年4月に導入される予定である。一層型年金を導入する背景には、①現行の公的年金制度が複雑なために、人々が退職後に受け取る年金額の予見が難しく、これが老後に向けた私的年金加入や貯蓄の妨げになっていること、②年金生活者の中で公的扶助に依存する者の比率が高いこと、③男女の間や自営業者と被用者の間で、年金格差が生じていること、の三点があげられる。

3. 制度体系の概要

イギリスの公的年金は、老齢、障害、死亡、傷病、 出産、失業、労働災害といったリスクをカバーする 「国民保険」の中に位置づけられている。国民保険 は、イギリスに居住する16~64歳の男性、16~62.4 歳の女性は強制加入となっている(2015年)。

ただし、「皆年金」ではなく、収入が最低所得額 (lower earnings limit: LEL) 未満の者には、保 険料の拠出義務はない。2015年度の最低所得額は、 週112ポンド(約1万9千円, 1ポンド=170円で換算,以下同じ)となっている。また,自営業者では,年間純利益が5,965ポンド(約101万円)未満であれば,保険料納付義務はない。なお,保険料納付義務のない者は,基本的には公的扶助による救済が想定されているが,任意に国民保険に加入して受給権を得ることができる。

公的年金は、「基礎年金」と「付加年金」の2階 建て構造となっている。基礎年金には、最低所得額 以上の収入を有するイギリス居住者が加入し、付加 年金は、公務員を含め被用者が加入する。

付加年金は、1978年に導入した「報酬比例年金 (State Earnings Related Pension)」と、2002年 に新設した「国家第二年金(State Second Pension)」の2種類がある。報酬比例年金は、一定の 給付乗率のもとで被用者の所得に比例して給付額が 決まるのに対して、国家第二年金は低所得者層に手 厚い給付構造となっている。なお、報酬比例年金は 2002年に廃止されたが、それ以前に支払われた保険 料に対しての支給が行われている。

付加年金には「適用除外制度」が認められており、 一定基準を満たす確定給付職域年金に加入する被用 者は、付加年金への加入を免れることができる。現 在、被用者の35%が適用除外制度を活用している。 なお、2012年3月までは、個人年金、ステークホル ダー年金、確定拠出型の職域年金による適用除外も 認められていたが、同年4月以降、確定給付職域年 金のみ適用除外が認められている。

2010年に樹立したキャメロン保守党・自由党連立 政権では、基礎年金と付加年金の二階建て構造となっている公的年金制度を、定額給付の一階建ての年 金(一層型年金)にする改革が示された。一層型年 金は、2016年4月に導入される予定である。一層型 年金では、自営業者・被用者は区別されることなく 同一の年金制度に加入する。また、一層型年金の給 付は、保険料拠出期間の影響は受けるものの、現役 時代の所得水準とは無関係に定額の給付額となる。 さらに、その給付水準は、現行の基礎年金よりも3 割強程度高い水準に設定されている。一方、被用者 の保険料は所得に比例して高まるのに、一層型年金 は定額給付なので、一層型年金はこれまでの公的年 金制度以上に所得再分配効果の大きな年金といえる。

4. 給付算定方式, スライド方式, 支給開始年齢

(1) 支給要件

① 支給開始年齢

公的年金の支給開始年齢は、男性は65歳、女性は62.5歳である。なお、女性の支給開始年齢は、2010年~18年にかけて段階的に65歳に引き上げられる。そして、それ以降、男女共に2018年~20年にかけて66歳、2034年~36年にかけて67歳、2044年~46年にかけて68歳に引き上げる予定である(2011年年金法)。なお、キャメロン政権では、支給開始年齢の67歳への引き上げについて、2026年~28年に早める意向を発表している。

一方,年金の支給開始年齢の引き上げに関連して,2011年4月から定年制が完全に廃止された。これまでは,2006年雇用均等(年齢)法によって,原則的に65歳未満の定年の設置は禁止されてきたが,2011年4月からは65歳以上であっても定年を設けることが原則的に禁止となった。

② 満額受給に必要な有資格年数

2007年年金法によって、基礎年金を満額受給するのに必要な保険料拠出年数と保険料免除年数の合計年数(有資格年:qualifying years)が短縮された。具体的には、それまで満額受給のためには、男性44年、女性39年の有資格年数が必要であったが、2010年から男女共に30年となった。保険料拠出年数と保険料免除年数の合計が30年よりも短ければ、それに比例して給付額は減じていく。

一方,有資格年数の下限は2007年年金法によって 撤廃され,1年分の保険料を払えばそれに応じて受 給資格が与えられることになった。ただし,1945年 4月6日以前に出生した男性,1950年4月6日以前 に出生した女性には旧法が適用され,男性11年,女 性9.75年以上の被保険者期間が必要である。

2016年4月に導入される「一層型年金」では、満額給付を得るためには、保険料拠出に基づく有資格年数として男女共に35年間を必要とする。現行の基礎年金(満額)の有資格年数は男女共に30年なので、有資格年数は5年分長くなる。一層型年金で有資格年数が長期に設定された背景には、長寿化が進展する中で一層型年金の給付水準を維持することがあろ

う。

一方,一層型年金の最低有資格年数は7~10年であり,最低でも7~10年の有資格年数がないと公的年金を一切受給できない。有資格年数が10~34年の場合には、保険料拠出年数に比例した給付となる。

③その他

病気・障害や失業のために保険料を拠出できない 人には、一定要件のもとで保険料を拠出したとみな す「賃金クレジット (Credit of Earnings) | がある。 また、育児・介護を担う人には、満額受給に必要 な有資格年数を最大で20年間まで短縮できる「家 庭責任保護制度(Home Responsibilities Protection) | などの措置が設けられてきた。しかし、上 記制度は2007年に「国民保険クレジット制度」に変 わることになった(2007年年金法)。従来の家庭責 任保護制度は, 年単位で設計されていたが, クレジ ット制度は週単位で設計されるため、数週間就業で きない場合でも保険料拠出年数の短縮につながった。 また、従来、基礎年金は16歳児までの子育て従事者、 国家第二年金は6歳児までの子育て従事者を対象に 受給資格が与えられていたが, 新しいクレジット制 度では、基礎年金と国民第二年金ともに12歳児まで の子育てをする人を対象に受給資格が与えられるこ とになった。

(2) 給付水準

① 基礎年金

基礎年金は定額給付となっており、3つのカテゴリーから支給されている。カテゴリーA年金は、本人の保険料拠出によって獲得した年金権に基づいて支給される年金である。2015年度満額で週115.95ポンド(約2万円、1ポンド=170円で換算、以下同じ)が給付額となっている。

カテゴリーB年金は片働き世帯を前提に、配偶者の一人(夫)がカテゴリーA年金を受給している場合、現役時代に保険料を拠出してこなかった他の配偶者(妻)に支給される年金である。カテゴリーB年金は、週69.50ポンド(約1万2千円)支給されるので、夫婦合わせての基礎年金額は週185.45ポンド(約3万2千円)となる。なお、満額受給に必要な加入期間が不足していれば、その分給付額は減少

する。

カテゴリーC年金は、現在では使われていない。 カテゴリーD年金は、無拠出給付の年金である。 低所得の80歳以上高齢者を対象にする。一定期間イ ギリスに居住すれば、保険料拠出実績に関わりなく、 基礎年金の満額の6割程度が支給される。

なお、基礎年金の給付額の改定はこれまで物価スライドで行われてきたが、2011年4月から、基礎年金は、賃金上昇率、物価上昇率、2.5%のうち、最も高い指数によって改定されるようになった。一方、国家第二年金と報酬比例年金の改定は物価スライドのままである。

② 付加年金

a) 報酬比例年金

報酬比例年金の給付額は、一定の給付乗率のもと、被用者の所得に比例して算定される。1978年から87年までの拠出期間については、各年度について〔(所得額一最低所得額(LEL))×再評価率×25%〕を計算して、全加入期間で合計する。その上で、合計値を加入年数で除した平均値を求める(①)。1988年以降については、同様に各年度について〔(所得額一最低所得額)各国の年金制度(イギリス)×再評価率×(20~25%(年度によって乗数は変化))〕で計算し、その合計値を加入年数で除する(②)。①と②の合計値を、52週間で除した値が週あたりの年金額となる。

b) 国家第二年金

国家第二年金では,低所得者層への給付を手厚くするため 2 つの所得帯に分けて給付乗率を設定している。2015年度では,第 1 所得帯〔年収5,824ポンド(LEL)~15,100ポンド(LET:Lower Earnings Threshold)〕の乗率は40%,第 2 所得帯〔15,100ポンド~40,040ポンド〕の乗率は10%となっている。

なお、所得が第1所得帯の範囲内にある者は、 年収15,100ポンド未満であっても、15,100ポン ドがあったとみなされる。このため、第1所得 帯においては定額給付となる。

③ 一層型年金

一層型年金は、満額(有資格年数35年)で週155.65ポンド(2016年度、約2万6千円)を想定している。この水準は、2015年度の基礎年金の水準(週115.95ポンド、単身世帯)を3割強上回っている。つまり、付加年金をもたない自営業者は、改革によって公的年金の受給額(満額)が3割強高まることになる。一方、付加年金は廃止されるので、被用者の公的年金額は現行制度よりも減少する。

また一層型年金の給付水準は、高齢者向けの公的 扶助制度(年金クレジット)が保証する最低所得基 準額(週151.20ポンド、2015年度、単身世帯)より 若干高い水準である。従来のように基礎年金の給付 額(満額)が年金クレジットの最低所得基準額より も低いという状況は解消されることになる。この結 果、老後に向けて貯蓄や私的年金に加入するインセ ンティブが高まることが期待されている。

なお、一層型年金の給付額の改定は、その時の財政状況などを幅広く考えながら、導入直前にイギリス政府が決定する。ただし、一層型年金は少なくとも賃金上昇率によって改定すべきことは、法律によって要請されている。

5. 負担, 財源

基礎年金、付加年金ともに、賦課方式によって運営されている。公的年金の財源は、「国民保険料」によって賄っている。なお、国民保険料は、老齢・障害・死亡・傷病・出産・失業・労働災害などを包括した総合的な社会保険制度の財源である。公的年金のみの保険料ではない点に留意する必要がある。ただし、公的年金支出が国民保険の歳出の8割程度を占めている。

国民保険料は、被用者、自営業者、任意加入者に対して、4種類の保険料が設定されている。以下の保険料率や保険料額は、2015年度現在のものである。なお、一層型年金においても、基本的には現行の国民保険の保険料の仕組みに変更はない。

(1) 第1種保険料

被用者を対象にした保険料であり、被用者の週給に基づいて、被用者と事業主が負担する。被用者本人の保険料負担は、週112~155ポンドの所得部分に

ついて 0 %, 週155~815ポンドの所得部分について 12.0%, 週815ポンドを超える部分について 2 % が課せられる。最低所得額(Lower Earnings Limit: LEL)である週給112ポンド未満の被用者には保険料納付義務がなく, 当該被用者は任意に保険料(第3種保険料)を納付しない限り,公的年金等を受けられない。貧困に陥れば公的扶助に頼ることになる。

他方、事業主には、週156ポンドを超える被用者 の所得について13.8%の保険料が課せられている。 事業主の保険料には、所得上限がない。

なお、被用者が適用除外制度を選択した場合、付加年金の保険料分だけ保険料が減少する。一方、一層型年金の下では、適用除外制度は廃止されることになる。適用除外制度の廃止に伴い、これまで同制度を活用してきた被用者は、満額の国民保険料を支払わなくてはならない。2012~2014年度まで、適用除外によって引き下げられた保険料率は、被用者は1.4%、事業主は3.4%なので、一層型年金の導入後は、その分保険料率が引き上げられるとみられている。

(2) 第2種保険料

自営業者を対象に、週2.80ポンドの定額保険料が 課せられる。ただし、年間純利益5,965ポンド(約 101万円)未満の自営業者は、保険料の納付義務が ない。

(3) 第3種保険料

最低所得額以下の低所得者や無業者などは、任意 に国民保険に加入できる。任意加入者には週14.10 ポンドの定額保険料が課せられる。

(4) 第4種保険料

年間8,060ポンド以上の純利益をもつ自営業者には、第2種保険料に加えて、第4種保険料が課せられる。具体的には、年間純利益8,060~42,385ポンドについて9%の保険料率が課せられ、42,385ポンドを超える利益には2%の保険料率が加算される。

6. 財政方式,積立金の管理運用

基礎年金と付加年金ともに、賦課方式で運営され

ており、公的年金の積立金は2ヶ月程度しかない。 一層型年金も、賦課方式で運営される。

7. 制度の企画, 運営体制

年金制度の企画については、雇用年金省(Department for Work and Pensions)が担当する。同省の下部組織に年金サービス庁があり、年金に関して国民へ情報提供を行っている。また、国民保険料の徴収は、歳入税関庁(Revenue & Customs)が税金の徴収とともに一体的に行っている。

他方,職域年金を監督する機関として,95年に「職域年金監督庁(OPRA)」が設立されたが,2005年に同庁は廃止され,新しく「年金監督庁(The Pension Regulator)」となった。新年金監督庁では,事後対応型の監督手法を改めて,事前に不法行為の可能性の高い年金基金への検査を強化している。

8. 私的年金

イギリスでは、2001年~2003年頃にかけて株式市場が低迷した。私的年金の運用利回りの低下によって給付額が落ち込み、企業倒産によって受給権が保護されないケースも生じた。特にイギリスでは適用除外制度があることなどから、他の主要先進国に比べて私的年金の比重が高い。このため、株式市場の低迷は、この時期の退職者を中心に人々の老後生活に大きな影響を与えた。

そこで政府は、「2004年年金法」を成立させて、確定給付型職域年金の加入者や受給者を保護するため、企業倒産の際の補償制度の設置、職域年金の受託者に関する規制強化、年金基金ごとの事情を配慮した柔軟な積み立て基準への変更、制度変更の際の従業員への相談の義務付け、などの施策を講じた。

9. 最近の議論や検討の動向,課題

(1) 一層型年金に期待される効果

2016年4月に導入される一層型年金には、以下の効果が期待されている。

第一に、一層型年金の導入によって、現行の公的 年金制度のもつ複雑さが軽減して引退後の受給額を 予見しやすくなる。具体的には、①報酬に基づいて 給付額が定められた付加年金(国家第二年金や報酬 比例年金)が廃止されて、一層の定額給付の年金に なること、②適用除外制度が廃止されること、③年金クレジットについても、貯蓄クレジットは廃止され、保証クレジットのみとなること、④一層型年金は、個人の受給権に基づき支給される年金なので、配偶者年金、遺族年金、離婚時の分割年金制度は廃止されること、⑤カテゴリーD年金や80歳以上の高齢者を対象にした加算が廃止されること、といった点から、シンプルで理解しやすい年金なる。

特に現行制度では、付加年金部分が報酬比例で給付額が決定したために、公的年金の給付額にバラツキが大きかった。これに対して、一層型年金の導入によって、年金生活者の公的年金受給額はほぼ一定額に収斂していくので、年金額の予見がしやすくなると考えられている。ただし、一層型年金の給付水準は、その時の財政状況などを幅広くみながら、英国政府が決定するが、少なくとも賃金上昇率によって改定すべきことが法律によって要請されている。

第二に、年金生活者の中で公的扶助一年金クレジット一に依存する高齢者の比率が現行制度を維持した場合よりも低下する点である。具体的には、年金生活者に占める年金クレジットの受給資格者の割合が、現行制度を維持した場合に比べて2020年までに半減する。そして2050年には、現行制度を維持した場合の年金クレジットの受給者の割合は10%となる見込みだが、一層型年金では同5%程度になるとみられている。長期的にみると、現行制度を維持した場合と比べて、年金生活者に占める年金クレジットの受給資格者数は30万人減少すると予想されている。

この背景には、①年金クレジットの最低所得保障 基準よりも、一層型年金の給付水準(満額)の方が 高い水準に設定されていること、②年金クレジット の最低所得保障基準額の改定は賃金上昇率で行われ ているが、一層型年金の給付水準の改定も少なくと も賃金上昇率以上の水準で改定すること、③貯蓄ク レジットが廃止されたこと、といった点があげられ る。

第三に、一層型年金の導入によって、男女の年金格差の是正時期を、2050年半ばから2040年初頭へと10年程度早く達成される見込みである。この背景には、一般に女性の賃金が男性よりも低いので報酬比例の国家第二年金は女性にとって不利であったが、報酬比例の国家第二年金が早期に終了することなど

があげられる。

最後に、一層型年金改革による年金財政への影響をみていこう。一層型年金は現行制度の年金支出を組み替えるものなので、改革によって年金財政負担が高まることはない。仮に現行制度が継続した場合、公的年金支出割合(対GDP比)は、2012年度の6.9%から2060年には8.5%へと高まる見込みだ。一方、一層型年金では2060年に8.1%(同)になると推計されている。現行制度に比べて、一層型年金の公的年金支出割合が若干低下するのは、国家第二年金の廃止が主たる要因である。ただし、このような長期推計は、人口動態などの影響を受けるので、不確実な面が多いことに留意しなくてはならない。

(2) 一層型年金への移行過程

一層型年金への移行過程で重要になるのは、旧制度の下での国民保険料拠出記録について、一層型年金の下でどのように評価していくのか、という点である。この点、一層型年金の導入時点までの国民保険料拠出記録を「一層型年金のルールに基づいて算定された年金額」と「現行の年金制度に基づく年金額」に分けて評価をし、高く評価された年金額を、一層型年金の導入時点の「基礎額(Foundation Amount)」とする。つまり、既に支払われた国民保険料拠出分については、新制度によって加入者が不利にならない措置がなされている。そして「基礎額」をベースとして、導入後に一層型年金に支払った保険料拠出実績が加算されていく。

(3) 年金クレジット

イギリスでは、2003年に低所得高齢者を救済するために「年金クレジット」が導入された。これは税金を財源にし、資力調査を実施した上で受給が認められる高齢者向けの「資力調査付き給付」である。給付の種類としては、「保証クレジット」と「貯蓄クレジット」の二種類がある。

「保証クレジット」は、所得が政府の定める最低 所得基準額に満たない高齢者に対して、その差額 を支給するものである。標準的な最低所得基準額 (2015年度)は、単身世帯では週151.20ポンド(約 2万6千円)、夫婦世帯では週230.85ポンド(約 3万9千円)に設定されている。この水準は、「所 得扶助 (Income Support)」や「基礎年金」の給付 水準よりも高い。

資産については、1万ポンドを超える資産――居住している住宅を除く――について、500ポンド毎に1ポンドが週所得に加算される。ちなみに一般の所得扶助の受給要件には、保有する資産額が1万6千ポンド以下であることが要件になっているが、年金クレジットにはこうした制限がない。

一方、保証クレジットは、年金生活者の収入が増えるとその分だけ受給額が減少する仕組みのため、 老後に備えて人々が私的年金などに加入しなくなる 恐れがある。そこで、私的年金などに加入して一定 以上の所得をもつ高齢者に「貯蓄クレジット」を給 付する。貯蓄クレジットは、収入が高まるのに応じ て一定限度額まで給付額が増加し、一定限度を超え ると給付額が逓減していく仕組みになっている。今 後、一層型年金の導入に伴い、貯蓄クレジットは廃 止され、保証クレジットのみとなる。

年金クレジットの導入が大きな要因となって、イギリスでは高齢者の貧困率が低下した。一方寛容な設計のために、今後年金クレジットの受給資格者が大幅に増加し、同制度の持続可能性を問題にする見方もある。なお、寛容な制度設計といっても、スティグマなどのため、年金クレジットの受給資格者の3分の1程度は申請していない。

(4) 全国雇用貯蓄信託 (NEST) の創設 (2008年年 金法)

中小企業を中心に企業年金が整備されていないこ

とや、私的年金への加入が進まないことなどから、700万人の人々が老後に向けて貯蓄不足に陥ることが懸念されている。このため、新たな年金スキームを設けて、職域年金を有していない中小企業の事業主などに対して、被用者を同スキームに自動登録させることを義務づけた(2008年年金法)。

具体的には2012年に、NEST(National Employment Saving Trusts:全国雇用貯蓄信託)という新たな年金スキームを導入し、事業主が立ち上げ費用なしに同スキームを利用できるようにした。NESTは、利便性が高く、低コストで運営される年金であり、職域年金をもたない数百万人の労働者を助けることが期待されている。

そして、同スキームでは、最低限の保険料率が定められている。最低限の保険料率は労働者の所得の8%となっていて、その内訳は、事業主が最低3%分を拠出し、労働者が4%、国は税控除によって1%分を拠出する。同法は2012年に施行となった。事業主が、自動的に登録する必要のある被用者は、年齢が22歳~65歳未満であり、年収が9、440ポンド以上(2013年度)の者である。

なお、被用者には、適用除外を受けて同スキーム に加入しない自由もある。また、事業主も、他の年 金スキームを選択することもできる。

2018年までにイギリス内のすべての事業主は、職場において適切な年金スキームを提供する予定である。